

有明海再生に関する佐賀県計画

(平成27年6月改訂)

佐 賀 県

目 次

I	海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関する方針	
1	趣旨	1
2	計画の適用地域	1
3	計画の目標	
(1)	有明海の海域の環境の保全及び改善	2
(2)	有明海における水産資源の回復等による漁業の振興	2
II	海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興のための事項	
1	水質等の保全に関する事項	
(1)	汚濁負荷の総量の削減に資する措置	
①	生活排水対策等	2
②	工場・事業場の排水対策	3
③	農業・畜産・養殖漁場対策	3
(2)	海域等の直接浄化対策	
①	漂流物の除去等	3
②	覆砂・しゅんせつ等による底質の改善	4
(3)	その他	
①	有害化学物質等の規制及び把握等	4
②	水質等の監視測定	4
2	干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する事項	4
3	河川における流況の調整及び土砂の適正な管理に関する事項	
(1)	河川における流況の調整	5
(2)	河川における土砂の適正な管理	5
4	河川、海岸、港湾及び漁港の整備に関する事項	
(1)	河川の整備に関する事項	5
(2)	海岸の整備に関する事項	5
(3)	港湾の整備に関する事項	5
(4)	漁港の整備に関する事項	5
5	森林の機能の向上に関する事項	6
6	漁場の生産力の増進に関する事項	
(1)	堆積物の除去、覆砂、耕うん等	7
(2)	海浜等の清掃	7
7	水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項	
(1)	増殖の推進	
①	水産動物の種苗の放流	7
②	資源管理の推進	8
(2)	養殖の推進	
①	漁場環境に配慮した養殖の推進	8
②	活性処理剤（酸処理剤）の適正な使用等	8

(3) 漁場の施設の整備	
①魚礁の整備	9
②増養殖施設等の整備	9
8 有害動植物の駆除に関する事項	9
9 海域の環境の保全及び改善並びに漁業の振興に関するその他の重要事項	
(1) 海域の環境の保全及び改善に関する事項	
①開発行為に当たっての配慮	9
②自然公園等の保全	10
③海砂利採取に当たっての配慮	10
(2) 漁業の振興に関する事項	
①共同利用施設の整備	10
②生活環境の整備	10
③漁港における遊漁船等の対策	10
④赤潮等の漁業被害等に係る支援等	11
(3) 知識の普及と情報開示	11
III 調査研究に関する事項	
1 調査研究の実施	
(1) 干潟と海域の環境との関係等に関する調査研究	11
(2) 潮流、潮汐等と海域の環境との関係に関する調査研究	11
(3) 流入する水の栄養塩量や汚濁負荷量と海域の環境との関係に関する調査研究	12
(4) 流入する河川の流況と海域の環境との関係に関する調査研究	12
(5) 流入する河川の流域における森林と海域の環境との関係	12
(6) 赤潮、貧酸素水塊等の発生機構に関する調査研究	12
(7) 赤潮の防除及び予察技術の開発	12
(8) 環境と水産資源との関係に関する調査研究	12
(9) その他海域の環境に関する調査研究	12
(10) その他水産資源に関する調査研究	13
2 調査研究体制の整備等	
(1) 調査研究体制の整備	13
(2) 研究開発の推進と成果の普及	13
(3) 研究者の育成等	13
IV 事業の実施に関する事項	
(1) 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業	14
(2) 海域の環境の保全及び改善に関する事業	16
(3) 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業	
①河川の整備に関する事業	16
②海岸の整備に関する事業	16
③港湾の整備に関する事業	16
④漁港の整備に関する事業	17
⑤森林の整備に関する事業	19
(4) 漁場の保全及び整備に関する事業	21
(5) 漁業関連施設の整備に関する事業	22

I 海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関する方針

1 趣旨

有明海は、長崎県、佐賀県、福岡県、熊本県の4県で囲まれ、面積約1,700km²、平均水深約20mの閉鎖的な海である。

この有明海には、大小100を超える河川が流入し、河口域には全国の干潟の約4割に及ぶ広大な干潟が広がっており、有明海の環境や水産業等は、これらの影響を強く受けている。

また、有明海は、ムツゴロウ、ハゼクチなどの特産魚介類の生息場となっており、シギ・チドリ類、カモ類などの渡り鳥の渡来地として重要な役割を果たすなど、豊かな生物相を維持している海域である。

このうち、佐賀県海域は有明海の湾奥部に位置し、水深5m以下の海域が大きく広がる浅海海域であり、筑後川、嘉瀬川、六角川、塩田川などの河川によって運び込まれる栄養塩等により、極めて生産性の高い日本有数のノリ養殖漁場、貝類漁場となっている。

しかし、近年、水質の富栄養化、底質の泥化や有機物の堆積等海域環境が悪化している。また、赤潮が多発し、ノリ養殖は生産が著しく不安定な状況となるとともに、タイラギ、アゲマキなど貝類生産も激減しており、漁場環境の悪化や水産資源の減少が見られるところである。

このような中、平成12年度のノリ養殖の大不作を契機として、有明海再生の動きが加速し、平成14年11月29日に「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」（以下「法」という。）が公布、施行された。

有明海を豊かな海として再生するためには、国、関係県等が相互に協力し調和を図りながら、同一の目的に向かって施策を推進していくことが肝要であることから、平成15年2月に国が定めた「有明海及び八代海等の再生に関する基本方針」を踏まえ、法第5条第1項の規定に基づき、有明海の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を推進するため、この計画を定めるものである。

2 計画の適用地域

本計画の適用地域は、法第2条第1項に規定する有明海のうち、本県の地先海域及びこの海域に流入する河川等の集水域にあつて、法第3条第1項に基づき指定された地域とする。

また、本県における関係する地方公共団体は、佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、大町町、江北町、白石町、太良町の8市8町とする。

3 計画の目標

(1) 有明海の海域の環境の保全及び改善

佐賀県側の海域で、化学的酸素要求量、全窒素及び全リンについて、水質環境基準が未達成の水域があるため、有明海全域において水質環境基準を達成し、その状態を将来にわたって維持することを目標とする。

さらに、赤潮の発生及び貧酸素水塊の発生を抑制し、底生生物を含めた多様な生態系の回復を図るとともに、水質浄化機能等を有し、生物の生息・生育の場として重要な干潟を良好な状態で保全することを目標とする。

(2) 有明海における水産資源の回復等による漁業の振興

有明海では、全国有数のノリ養殖業、タイラギ、クマサルボウなどを採捕する潜水器漁業、スズキ、エビ、カニ対象の刺網漁業、アサリ、サルボウ、アゲマキなどの貝類養殖業や有明海の干満を利用した竹羽瀬、潟羽瀬漁業など多種多様な漁業が営まれている。

ノリ養殖業については、集団管理体制の下、漁場の収容力に応じた適正行使の一層の推進により安定的・持続的な生産を可能にすることを目標とする。

また、採貝等の漁船漁業については、資源減少の原因究明に努めるとともに、種苗生産技術、放流技術の開発等により資源量の回復による安定生産を可能にすることを目標とする。

II 海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興のための事項

1 水質等の保全に関する事項

有明海・八代海等総合調査評価委員会の平成 18 年 12 月の委員会報告を参考にし、次の再生のための方策に取り組む。

(1) 汚濁負荷の総量の削減に資する措置

有明海に流入する水の汚濁負荷量（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量をいう。）を定量的に把握するとともに、汚濁負荷量の総量を削減するため、次の方策を実施する。

① 生活排水対策等

生活系排水による汚濁負荷量を削減するため、地域の特性、実態に応じた生活排水処理施設の整備区域・整備手法等からなる「佐賀県生活排水処理施設整備構想」に基づき、下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽等の生活排水処理施設の計画的な整備を推進する。

また、生活排水対策が必要な地域については、「水質汚濁防止法」に基づく生活排水対策重点地域に指定し、「生活排水対策推進計画」の策定及びその実施により、計画的な汚濁負荷量削減対策を推進する。

下水道については、「有明海流域別下水道整備総合計画」が平成 21 年 7 月 15 日付で

国の同意を得て決定した。今後、当計画を踏まえ関係市町と協議を進め、下水道整備の推進に努める。

また、窒素及びりん汚濁負荷量削減については、生活排水処理施設の適正な維持管理の徹底に努めるとともに、市町と連携して汚水処理施設の高度処理化等の対策を検討する。

② 工場・事業場の排水対策

工場・事業場からの排水については、「水質汚濁防止法」及び「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」に基づき、排水基準の遵守を徹底するとともに、汚濁負荷量の一層の削減を図るため、より高度な排水処理技術を導入する等の指導を行う。

また、排水基準が適用されない小規模事業場に対しては、その実態に合わせて排水処理対策を指導する。

なお、窒素、りんについては、実態調査結果に基づき、削減対策を検討する。

③ 農業・畜産・養殖漁場対策

農業排水対策については、農地から農業用排水路等への肥料成分や農薬成分の流出を防止するため、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」や「施肥防除の手引き」に基づき、堆肥等の土壌還元による土づくり、化学肥料投入量の節減、農薬使用量の低減などによる、環境への負担を軽減した環境保全型農業を推進する。

なお、農業用排水路の水質が環境に影響を及ぼすような場合には、関係機関と連携を図り、水質の保全を図る。

また、農業用排水路の整備に当たっては、適切な工法の採用により環境への影響の低減化を図る。

畜産業から排出される糞尿については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の管理基準に適合した施設で適正に管理するよう指導し、かつ、そこで生産された堆肥については、佐賀県における「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づき有効利用を推進する。

ノリ養殖漁場の汚濁負荷対策については、「持続的養殖生産確保法」に基づき策定した、「持続的ノリ養殖生産確保計画（漁場改善計画：平成20年9月1日農林水産大臣認定）」等に従い、今後とも、適期、的確な活性処理（酸処理）、施肥に努めるなど、採苗から終漁に至るまで、一貫した養殖管理の徹底や環境対策を図るとともに、適正な漁場行使にも配慮し、環境負荷の少ない養殖の技術開発を推進する。

（2）海域等の直接浄化対策

① 漂流物の除去等

海域に浮遊し、または沿岸部に漂着するごみ、油等については、国と連携して調査観測兼清掃船等による回収処理を推進するとともに、漁業者を中心とした住民による海岸の一

斉清掃や、地域ごとに独自に取り組む清掃活動を支援する。あわせて、住民等への広報活動等により、環境美化意識の向上に努める。特に、漂着したごみについては、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づき、関係者の適正な役割分担と幅広い連携、協力の下で、その円滑な処理と効果的な発生抑制を図るための施策を推進する。

また、河川においても、流域市町や流域住民との連携を図りつつ、河川等の清掃活動及び広報・啓発活動に努める。

② 覆砂・しゅんせつ等による底質の改善

海域底質の細粒化や浮泥堆積域の拡大等により底質環境が悪化した場所においては、必要に応じて、海底耕うん・しゅんせつ、覆砂等により底質環境の改善や底生生物等の増加を図り、浄化を促進する。

また、流況を改善し有機物の分解を促進するため人工的に濬筋を造成する。

(3) その他

① 有害化学物質等の規制及び把握等

有害化学物質等の流入を防止するため、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき排水規制を行うとともに、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、排出量の把握・管理を促進する。

② 水質等の監視測定

河川域及び海域の水質汚濁状況を把握するため、「佐賀県公共用水域測定計画」に基づく公共用水域の水質環境の常時監視及び調査観測兼清掃船を用いた定期的な観測を実施するとともに、有効な汚濁負荷削減の対策を講ずるため、必要に応じて、測定地点、項目、頻度等監視体制の拡充を行う。

2 干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する事項

干潟は、魚介類の産卵・育成の場や水鳥類の渡りの中継地等であるとともに、海域の水質浄化という重要な役割を果たしている。

現在、干潟域におけるアゲマキ、アサリ等の二枚貝をはじめとする底生生物の減少が浄化機能の低下につながっていることから、環境に配慮した干潟の耕うんや覆砂により底生生物を回復させることなどにより環境の改善を図る。また、カキ等による水質浄化を促進するための取組を進める。

また、有明海はシギ、チドリ類など、野鳥の宝庫となっており、野鳥の保護が必要な地区については、カモ等による農作物やノリへの食害も踏まえ、関係者の合意形成を図りながら、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づいた鳥獣保護区の指

定等を通じ、その保全に努める。

3 河川における流況の調整及び土砂の適正な管理に関する事項

(1) 河川における流況の調整

有明海に流入する主要河川について定期的な流況の把握に努めるとともに、海域の環境の保全及び改善を図るため、ダム貯留水を利用して、当該ダムの目的及び管理に支障のない範囲内において、河川の流況の調整を図る。

(2) 河川における土砂の適正な管理

有明海に流入する主要河川の河口部等において、土砂の移動の状況等を必要に応じて把握するとともに、その実態を踏まえ、各河川の実情に応じた総合的な土砂の管理について検討する。また、砂利採取については、適正な砂利採取量の管理に努める。

4 河川、海岸、港湾及び漁港の整備に関する事項

(1) 河川の整備に関する事項

有明海に流入する主要河川については、必要に応じて浄化対策を推進する。

また、河川の自然浄化機能の維持・保全を図るため、多自然川づくり等の環境と調和した河川整備を実施する。

(2) 海岸の整備に関する事項

有明海は貴重な自然環境を有し、多様な生物の生息・生育の場でもあることから、海岸利用及び海岸環境の保全に十分配慮しつつ、海岸保全施設等の整備に努める。

(3) 港湾の整備に関する事項

港湾区域及び海域の環境保全及び改善を図るため、汚泥しゅんせつ及び覆土の実施、水質浄化設備の整備等による水環境の改善策を進めるとともに、干潟の保全・再生、緑地の整備等を推進する。

さらに、海水浄化能力の向上や海水交換の促進により水質等の保全及び改善が図られるように配慮しつつ、港湾施設の整備を図る。

なお、覆土等に当たっては、可能な限り航路しゅんせつ等で生じた土砂の有効活用を図る。

(4) 漁港の整備に関する事項

有明海湾奥部では、河川内漁港が多く、概して居住地から漁港までの交通の便が悪く、都市部に比べ生活環境も整備が遅れている状況にある。

また、漁船の入出港は潮汐に大きく制約されることに加え、漁港には毎年浮泥が堆積し、

船舶航行の大きな障害となっている。

これらを踏まえ、漁港の整備にあたっては、基本施設の整備、改修等を行うとともに、潮汐の影響を緩和できる係留施設や、航路・泊地のしゅんせつ、漁村における生活環境の整備等を推進する。

5 森林の機能の向上に関する事項

森林は、木材の生産はもとより、水源のかん養や水質の浄化、栄養分を含んだ水の供給、水質汚濁の原因ともなる土砂の流出防止など様々な公益的機能を有しており、有明海の水質保全にとっても重要な役割を果たしている。

本県の森林面積は、約11万haで県土面積の46%（森林率）を占め、全国平均の67%に比べると低く、それ故貴重な緑資源となっている。有明海の上流域にある森林は、このうち約6万haであり、この70%近くがスギやヒノキの人工林で、下刈り、間伐などの保育を必要とする森林が多い。

このため、県では、平成16年2月に、「森林は私達みんなの財産」を基本理念とする「新しい佐賀の森林づくりビジョン」を策定し、8年が経過した平成24年3月にその一部を見直し、「環境を育む森林づくり」、「県民協働」、「森林資源の持続的利用」という3つの基本方向に沿って各種施策を展開し、計画的な造林、保育等の森林整備やこれに必要な路網整備、さらには荒廃山地の復旧整備等のきめ細かな治山対策に努めるとともに、森林資源の循環利用の推進を図っている。

特に、「環境を育む森林づくり」では、平成24年度から10年間で5万haの間伐などの森林整備と100万本の広葉樹植栽を進める「こだまの森林づくり」に引き続き取り組み、「有明海岸の森林づくり」、「漁民の森づくり」等の活動により、地域住民・漁業者や森林ボランティア、NPO法人などを含めたCSO（市民社会組織）との連携・協働による多様な森林づくりを積極的に推進するとともに、従来から取り組んでいる森林所有者が行う間伐作業などを支援する造林事業、あるいは機能の低下した保安林を整備する治山事業などの活用を図りながら、有明海に流入する水源地域や河川流域などの森林整備に努めることとする。

さらに、平成20年4月から導入した「佐賀県森林環境税」を財源に、「さかの森林再生事業」を実施し、県民をはじめ市町とともに力を合わせ、荒廃した森林の再生などに取り組み、豊かな森林の機能を取り戻すこととする。

*CSOとは：Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、NPO法人、市民活動・ボランティア団体（以上志縁組織）に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA（以上地縁組織）といった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称しています。

6 漁場の生産力の増進に関する事項

漁場の生産力の増進を図るため、次の措置を講じ、漁場環境の改善を図る。

なお、実施に当たっては、その効果的な発現のため、環境と漁場生産力の関係、生物の生態などに配慮しながら、水産動植物の増殖等の関連事業や関係各県間の十分な連携を図る。

(1) 堆積物の除去、覆砂、耕うん等

有明海湾奥部は、元来、貝類や甲殻類の好漁場であるが、河川流況や海域の流況、海岸地形など、有明海の物理環境等の変化により、近年、底質の細粒化や浮泥堆積域の拡大など漁場全体の機能が低下し、漁獲量が大幅に減少している。

このため、これらの機能が低下している漁場においては、海底耕うん等を行うことにより底質環境を改善し、漁場機能の回復を図るとともに、貝類等の付着基質となる砂やモガイ殻等を投入し、増殖漁場を造成することにより、漁場機能の向上を図り、貝類の増産と併せ、底生生物等の増加を図り、水質の浄化の促進にも寄与する。

また、漁場内の潮の流れの改善や有機物の分解、促進を図るため、人工的に濬筋を造成する作濬事業等を実施し、漁場環境の改善に努める。

(2) 海浜等の清掃

有明海湾奥部に流入、漂流・漂着したゴミ等は、漁業や船舶航行の障害となり、漁場環境を悪化させ、ノリの品質低下を招くなど、漁場生産力を低下させる大きな要因の一つとなっている。

このため、漂流・漂着したゴミ等については、有明沿岸4県の漁業者や地域住民参加による「有明海クリーンアップ事業」の実施や「海岸漂着物処理推進法」に基づき、ボランティアや関係団体等の協力を得ながら除去・回収するとともに、地域独自の活動を支援するなど海浜環境保全に努める。

また、地域住民全体へのPR等により、環境美化意識の高揚を図り、ゴミ等の流出防止に努める。

7 水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項

有明海における増殖及び養殖の推進を図るため、次の措置を講じることとし、その実施に当たっては、関係県間で十分な協議・連携を図るものとする。

(1) 増殖の推進

① 水産動物の種苗の放流

クルマエビのように、その成長段階に応じて、有明海の湾奥部から湾口部まで広く回遊し、4県が共通の資源を利用していることが明らかな種類については、共同放流を推進する。

また、ガザミ等の重要種についても、共同で放流を推進するとともに生態調査、研究等を行い、その結果を踏まえて増殖措置を講じるよう努める。

また、アゲマキ、タイラギなどの貝類については、放流種苗等の生息に適した場の確保

を含め、効果のある放流技術や移植技術の開発に取り組む。

② 資源管理の推進

タイラギ、アゲマキ、クマサルボウなど貝類資源が大幅に減少している実態を踏まえ、種類によって禁漁期間、禁漁区域の設定、母貝移植などを実施しており、効果の発現状況をみながら資源保護に努めている。

今後ともモニタリング調査等により資源量を的確に把握するとともに、資源実態に合わせた自主的な資源管理対策を行う。

さらに、産卵母貝の確保や稚貝保護の観点から、必要に応じて漁業調整委員会指示、密漁監視等、実効ある漁業規制を行い、資源の保護、回復に努める。

複数県が共通に利用している資源については、関係県が連携して資源管理を行うよう努める。

(2) 養殖の推進

① 漁場環境に配慮した養殖の推進

ノリ養殖については、本県独自の集団管理体制を徹底するとともに、「ノリ漁期対策指針」や「持続的養殖生産確保法」に基づいた「持続的ノリ養殖生産確保計画」（漁場改善計画）を基本としながら、ノリ養殖の安定生産に取り組む。

また、低栄養塩や低比重、高水温、低水温などの漁場環境の変化にも適応できる新品種の開発に取り組むとともに、生産コストの削減や労働負担の軽減、加工排水の処理にも配慮したノリ養殖業の協業化、団地化を推進する。

② 活性処理剤（酸処理剤）の適正な使用等

活性処理剤（酸処理剤）の使用に当たっては、水産庁次長通達及び県の実施基準、使用マニュアルに基づき、使用期間、使用目的の制限や繰り返し使用の徹底により、使用量の削減に努める。

また、使用する活性処理剤（酸処理剤）については、全国漁業協同組合連合会で認定された適格性を有するものとし、漁協系統販売とする。

さらに、使用後の残液処理の徹底と使用量等の記録保持の徹底に努める。

施肥については、漁場の栄養塩濃度が激減し、ノリの色落ちや生育の停滞が確認され、生産に支障をきたすおそれが生じた地区に限り、限定的に実施する。添加量はノリの生育に最低限必要な $7 \mu\text{g-at/l}$ を上限として、現場海水との差に見合う量の窒素を人為的に添加するものとし、添加に当たっては、船上で完全に溶解し海面に散布するとともに、海域環境のモニタリングを実施するなど、環境に配慮した方法とする。

(3) 漁場の施設の整備

漁場の生産力をより向上させ、資源の増加と漁獲量の増加を図る観点から、次に掲げる施設を整備する。事業の実施に当たっては、より効果を高めるため、種苗放流、資源管理の推進などの取組と十分な連携を図る。

① 魚礁の整備

有明海湾奥部は天然礁が少なく、また、魚礁の設置に適した漁場も限られる。このため、魚礁の整備に当たっては、天然礁を補完する形で実施してきたが、設置後かなりの年数が経過し、その効果の低下が危惧されている。

今後は、天然礁の拡大と既存魚礁の機能回復及び機能の一層の向上を図るための整備を行う。

② 増養殖施設等の整備

貝類、甲殻類の漁獲が大きく落ち込んでいる実態を踏まえ、貝類、甲殻類の発生、生育に適した環境を整備するための増養殖施設の整備を重点的に実施する。

また、魚類の餌場、隠れ場、生育場として有効な増殖礁の整備についても推進する。

さらに、貧酸素水塊の形成を防ぎ、生息環境の改善や栄養塩の供給を円滑にする施策についての検討を行う。

8 有害動植物の駆除に関する事項

従来、有明海湾奥部では生息数が少なく、これまで問題になっていなかったナルトビエイが、近年大幅に増加し、貝類の食害や寄生虫の宿主となるなど、貝類資源回復の大きな阻害要因の一つとなっている。このため、ナルトビエイの駆除に努めるとともに、食害防除技術の開発や分布、回遊、繁殖生態等を調査することにより、増加原因の究明に努める。

過去においては、グミやヒトデ等の有害生物の異常発生も確認されており、これらについては日常的にモニタリングを実施し、早期の対策を実施できるように努める。

9 海域の環境の保全及び改善並びに漁業の振興等に関するその他の重要事項

(1) 海域の環境の保全及び改善に関する事項

① 開発行為に当たっての配慮

開発行為に当たっては、「環境影響評価法」及び「佐賀県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価を行い、環境への影響の回避、低減化を図り、必要に応じ適切な代替措置を検討する。

また、「環境影響評価法」及び「佐賀県環境影響評価条例」の対象規模に達しない対象外の公共工事の実施に当たっては、佐賀県公共工事等自然環境保全対策事業による野生生物等の環境への影響の低減化を図る。

② 自然公園等の保全

有明海には固有種や希少種が数多く存在していることから、有明海に流入する河川の上流部に位置する脊振北山県立自然公園などの県立自然公園や多良岳県自然環境保全地域については、関係法令に基づく規制の徹底や特別地域への巡視等により良好な自然環境の保全・改善に努める。

また、平成 25 年 3 月には、動植物の生息・生育環境が良好な状態で保たれた生物多様性上重要な地域として、「有明海沿岸」及び「佐賀平野のクリークや水路」などを選定したところであり、引き続き、地域住民等による生物多様性保全活動を推進する。

③ 海砂利採取に当たっての配慮

海砂利採取については、自然環境への影響が懸念されること等から許可していない。今後とも許可しない方針である。

(2) 漁業の振興に関する事項

① 共同利用施設の整備

有明海地区では、漁家経営安定のため、基幹漁業のノリ養殖業と漁船漁業を組み合わせた周年操業体制の確立が重要な課題である。

ノリ養殖業については、検査場や冷凍庫等の共同利用施設やコストの削減、労働負担の軽減等を図るため、協業化に必要な共同加工施設の整備を推進する。

さらに、適切な漁場行使、養殖管理を行うための漁場区画標識の整備等を推進する。

一方、漁船漁業については、漁獲物の鮮度保持、付加価値向上等のための集出荷施設、製氷施設等の整備を推進する。

なお、これらの整備については、効率的な事業の仕組みなどについて検討するとともに、生産から加工、流通、販売の施設を集約した加工団地形成のための事業の導入についても検討する。

② 生活環境の整備

有明海湾奥部の漁村では、概して居住地から漁港までの道路事情が悪く、都市部に比べ生活環境の整備が遅れている状況にある。このため、豊かで住みよい漁村の形成を目指し、漁村における生活環境の整備を推進する。

なお、漁村地域の生活排水対策については、各種事業との連携、調整を図りながら推進する。

③ 漁港における遊漁船等の対策

増加する遊漁船に対応し、円滑な漁業生産活動と漁港の適正な利用を確保するため、漁港に漁船と遊漁船等を分離収容する施設の整備等を検討する。

④ 赤潮等の漁業被害等に係る支援等

赤潮等による著しい漁業被害等の発生に対応するため、養殖漁業者に対し、漁業共済への積極的な加入を推進するとともに、経営に大きく影響を受けた漁業者に対し、必要な資金の融通を支援する。また、赤潮等による漁業被害を回避するために必要な措置を講じるよう努める。

(3) 知識の普及と情報開示

有明海の環境保全対策推進のためには、生活排水等を含めた総合的な対策が必要である。

その実効を期するためには、国、地方公共団体、漁業者、事業者等がそれぞれの責務を果たすことはもちろんのこと、地域（流域）の住民や民間団体及び有明海を利用する人々の有明海の現状に対する正しい認識と総合的な環境保全の取り組みが必要である。

このため、平成17年3月には、それぞれの立場で取り組んでいただく内容を示した「有明海再生のための県民行動計画」を策定したところであり、今後、この計画に基づき県民協働による環境保全対策を推進していく。

併せて、環境教育の機会や各種広報媒体等を活用して有明海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図るものとする。

さらに、県計画に基づく各種施策の実施に際しては、透明性を確保することとし、その実施状況、効果等を適切に把握・評価するとともに、各種の啓発普及活動を通じて周知を図る。

なお、各種調査結果については、可能な限り早期に公表するよう努める。

III 調査研究に関する事項

1 調査研究の実施

有明海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、有明海・八代海等総合調査評価委員会の平成18年12月の委員会報告も参考にし、次の調査研究を実施するものとする。

(1) 干潟と海域の環境との関係等に関する調査研究

干潟等に生息する生物の種類や生息量、また、それら生物が有する水質浄化能力、干潟や沖合域における浮泥の堆積による底質の変化等と海域環境との関係に関する調査研究を進める。

(2) 潮流、潮汐等と海域の環境との関係に関する調査研究

過去から長期にわたり蓄積された調査資料の解析や新たな調査により潮流、潮汐等の実態を把握することにより、それらが海域全体の環境に与える影響に関する調査研究を進める。

(3) 流入する水の栄養塩量や汚濁負荷量と海域の環境との関係に関する調査研究

海域に流入する栄養塩量や汚濁負荷量を把握し、これらの変化が漁業や海域に与える影響、汚濁負荷の効率的な削減方法に関する調査研究を進める。また、主要河川の環境について定期的な調査を実施する。

(4) 流入する河川の流況と海域の環境との関係に関する調査研究

海域に流入する河川の流況を把握し、その変化と海域環境との関係に関する調査研究を推進する。

(5) 流入する河川の流域における森林と海域の環境との関係

流入する河川の流域における森林の状況等を把握し、海域の環境との関係に関する調査研究を進める。

(6) 赤潮、貧酸素水塊等の発生機構に関する調査研究

海域に発生して漁業被害をもたらす赤潮プランクトンについて、増殖特性や赤潮、貧酸素水塊の発生機構に関する調査研究を推進する。併せて、赤潮、貧酸素水塊の発生状況を調査する。

また、特定赤潮プランクトンがノリ養殖に与える影響及びその対策についても調査研究を推進する。

(7) 赤潮の防除及び予察技術の開発

赤潮の原因プランクトンの特性や海況等を把握し、予察技術を開発するとともに、物理、化学及び生物学的手法による防除技術の開発に努める。

(8) 環境と水産資源との関係に関する調査研究

長期的、短期的な海域環境の変動が、ノリ養殖や二枚貝等の生物生産に及ぼす影響についての調査研究を推進する。

さらに、これまでの研究や取組などの成果を踏まえ、海域環境を改善するための総合的な再生方策を検討する。

(9) その他海域の環境に関する調査研究

タイラギや甲殻類の生息域である沖合漁場について、底質や底生生物などの調査を行い、その環境変化を把握するとともに、漁場造成のための基礎調査研究を推進する。

また、タイラギやアゲマキなどの二枚貝増殖場の造成技術について実証的な調査研究と併せて、海域の生態系に関する調査研究を推進する。

(10) その他水産資源に関する調査研究

- ノリ、貝類養殖業の円滑な推進に資するための日常的な海況調査を実施する。
- 海況や社会情勢変化に適応したノリ養殖技術の研究や品種開発のための研究を推進する。
- ノリ養殖業の安定化を図るため、アカグサレ病や壺状菌病の病理学的、疫学的調査研究を推進する。
- タイラギやアゲマキなどの減少要因解明のための調査研究を進めるとともに、減少している貝類資源の回復を図るため、種苗生産技術や中間育成技術の開発、生態や生理に関する調査研究を推進する。また、貝類捕食生物との関係や捕食生物の生態を調査研究し、食害の防止を図る。
- 魚類や甲殻類について、成長、回遊などの生態を研究調査するとともに、中間育成技術や標識技術の開発を行うことにより、資源管理の推進や放流効果の向上に資する。
- 有明海沿岸の4県が共通の資源を利用している種類については、4県協調の取組を進める。

2 調査研究体制の整備等

(1) 調査研究体制の整備

調査研究の効率化、迅速化を図るため、緊密な連絡をもとに国や大学、関係県等と連携してこれを実施するとともに、漁業者等との連携を進めながら、研究成果等の情報交換を円滑に実施するためのネットワーク及びデータベースの構築に積極的に参加し、調査研究体制の充実強化を図る。

これを具体化するため、平成17年6月に、大学等の研究者が中心となって「有明海再生機構」が設立されたところであり、県としてもその活動を積極的に支援する。

(2) 研究開発の推進と成果の普及

共有データを、ネットワークを利用して有効に活用し、研究開発の速やかな進捗を図る。

また、得られた成果は、印刷物や学会、講習会の場などでこれを公表して、有明海再生の事業遂行に資する。

調査情報等は、ホームページや携帯電話を通じて漁業者や住民に提供して、漁業振興や環境保全に資する。

(3) 研究者の育成等

関係県との情報交換や、国、大学との共同研究を積極的に実施して、研究者の資質向上と人材育成を図る。

(別紙3) 県計画事業編

(1) 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施 箇所	事業主体	事業期間 (予定)		所管省庁
佐賀市公共下水道事業 (佐賀処理区)	全体計画 計画人口 149,400人 計画面積 3,283ha 計画汚水量 63,210m ³ /日	佐賀市	佐賀市	S46	～ H30	国土交通省
佐賀市公共下水道事業 (諸富処理区)	全体計画 計画人口 10,300人 計画面積 298ha 計画汚水量 3,970m ³ /日	佐賀市 (諸富町)	佐賀市	H13	～ H30	国土交通省
佐賀市公共下水道事業 (大和处理区)	全体計画 計画人口 14,000人 計画面積 349ha 計画汚水量 7,540m ³ /日	佐賀市 (大和町)	佐賀市	H12	～ H30	国土交通省
佐賀市特定環境保全公共下水道事業(南部処理区)	全体計画 計画人口 2,350人 計画面積 80.9ha 計画汚水量 1,820m ³ /日	佐賀市 (富士町)	佐賀市	H6	～ H23	国土交通省
佐賀市公共下水道事業 (川副処理区)	全体計画 計画人口 12,300人 計画面積 396ha 計画汚水量 3,700m ³ /日	佐賀市 (川副町)	佐賀市	H10	～ H30	国土交通省
佐賀市特定環境保全公共下水道事業(東与賀処理区)	全体計画 計画人口 8,110人 計画面積 229ha 計画汚水量 2,680m ³ /日	佐賀市 (東与賀町)	佐賀市	H7	～ H30	国土交通省
佐賀市特定環境保全公共下水道事業(久保田処理区)	全体計画 計画人口 5,300人 計画面積 140ha 計画汚水量 1,800m ³ /日	佐賀市 (久保田町)	佐賀市	H8	～ H26	国土交通省
鳥栖市公共下水道事業	全体計画 計画人口 73,500人 計画面積 2,242ha 計画汚水量 47,200m ³ /日	鳥栖市	鳥栖市	S49	～ H32	国土交通省
多久市公共下水道事業	全体計画 計画人口 13,600人 計画面積 430ha 計画汚水量 8,900m ³ /日	多久市	多久市	H10	～ H29	国土交通省
武雄市公共下水道事業	全体計画 計画人口 6,000人 計画面積 193ha 計画汚水量 4,100m ³ /日	武雄市	武雄市	H16	～ H40	国土交通省
鹿島市公共下水道事業	全体計画 計画人口 22,800人 計画面積 668ha 計画汚水量 16,700m ³ /日	鹿島市	鹿島市	S61	～ H33	国土交通省
小城市公共下水道事業 (牛津処理区)	全体計画 計画人口 9,970人 計画面積 303ha 計画汚水量 4,020m ³ /日	小城市 (牛津町)	小城市	H10	～ H42	国土交通省
小城市公共下水道事業 (三日月処理区)	全体計画 計画人口 8,270人 計画面積 211ha 計画汚水量 3,150m ³ /日	小城市 (三日月町)	小城市	H13	～ H42	国土交通省
小城市公共下水道事業 (芦刈処理区)	全体計画 計画人口 3,630人 計画面積 123ha 計画汚水量 1,350m ³ /日	小城市 (芦刈町)	小城市	H16	～ H42	国土交通省
小城市公共下水道事業 (小城処理区)	全体計画 計画人口 13,070人 計画面積 323ha 計画汚水量 6,230m ³ /日	小城市 (小城町)	小城市	H23	～ H42	国土交通省
嬉野市公共下水道事業	全体計画 計画人口 11,100人 計画面積 488ha 計画汚水量 7,200m ³ /日	嬉野市 (嬉野町)	嬉野市	H12	～ H44	国土交通省
神崎市公共下水道事業	全体計画 計画人口 17,300人 計画面積 476ha 計画汚水量 7,380m ³ /日	神崎市 (神崎町)	神崎市	H9	～ H35	国土交通省
吉野ヶ里町公共下水道事業	全体計画 計画人口 15,400人 計画面積 685ha 計画汚水量 8,510m ³ /日	吉野ヶ里町 (三田川町)	吉野ヶ里町	H5	～ H42	国土交通省
基山町公共下水道事業	全体計画 計画人口 22,800人 計画面積 554ha 計画汚水量 17,400m ³ /日	基山町	基山町	H12	～ H27	国土交通省
みやき町公共下水道事業(北茂安処理区)	全体計画 計画人口 9,100人 計画面積 320.5ha 計画汚水量 3,900m ³ /日	みやき町 (北茂安町)	みやき町	H12	～ H37	国土交通省
みやき町公共下水道事業(中原処理区)	全体計画 計画人口 5,800人 計画面積 210.5ha 計画汚水量 2,500m ³ /日	みやき町 (中原町)	みやき町	H12	～ H37	国土交通省
江北町特定環境保全公共下水道事業	全体計画 計画人口 6,900人 計画面積 256.4ha 計画汚水量 2,484m ³ /日	江北町	江北町	H7	～ H32	国土交通省
白石町特定環境保全公共下水道事業	全体計画 計画人口 7,300人 計画面積 181ha 計画汚水量 2,750m ³ /日	白石町	白石町	H20	～ H35	国土交通省

事業名	事業概要	事業実施所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
農業集落排水事業 (藤瀬地区)	計画人口 780人 管路延長 15,275m 処理施設 一 式	佐賀市 (富士町)	佐賀県	H6 ~ H15	農林水産省
農業集落排水事業 (蓑原地区)	計画人口 1,620人 管路延長 10,824m 処理施設 一 式	みやき町	みやき町	H9 ~ H14	農林水産省
農業集落排水事業 (江迎地区)	計画人口 1,350人 管路延長 13,544m 処理施設 一 式	上峰町	上峰町	H9 ~ H16	農林水産省
農業集落排水事業 (江戸地区)	計画人口 380人 管路延長 2,982m 処理施設 一 式	佐賀市 (久保田町)	佐賀市	H10 ~ H14	農林水産省
農業集落排水事業 (織島地区)	計画人口 1,940人 管路延長 17,208m 処理施設 一 式	小城市	小城市	H11 ~ H15	農林水産省
農業集落排水事業 (橋下地区)	計画人口 1,330人 管路延長 19,660m 処理施設 一 式	武雄市 (北方町)	武雄市	H11 ~ H15	農林水産省
農業集落排水事業 (井柳地区)	計画人口 100人 管路延長 911m 処理施設 一 式	上峰町	上峰町	H11 ~ H14	農林水産省
農業集落排水事業 (納所地区)	計画人口 1,510人 管路延長 14,606m 処理施設 一 式	多久市	多久市	H12 ~ H17	農林水産省
農業集落排水事業 (住ノ江地区)	計画人口 1,490人 管路延長 7,743m 処理施設 一 式	白石町	白石町	H12 ~ H16	農林水産省
農業集落排水事業 (三上地区)	計画人口 2,280人 管路延長 3,323m 処理施設 一 式	上峰町	上峰町	H12 ~ H16	農林水産省
農業集落排水事業 (於保里地区)	計画人口 180人 管路延長 1,097m 処理施設 一 式	鳥栖市	鳥栖市	H13 ~ H14	農林水産省
農業集落排水事業 (蓮池地区)	計画人口 2,680人 管路延長 18,589m 処理施設 一 式	佐賀市	佐賀市	H14 ~ H19	農林水産省
農業集落排水事業 (富士北部地区)	計画人口 780人 管路延長 11,700m 処理施設 一 式	佐賀市 (富士町)	佐賀市	H14 ~ H21	農林水産省
農業集落排水事業 (牛屋東分)	計画人口 960人 管路延長 9,422m 処理施設 一 式	白石町	白石町	H16 ~ H20	農林水産省
農業集落排水事業 (堀江)	計画人口 670人 管路延長 5,991m 処理施設 一 式	小城市	小城市	H17 ~ H21	農林水産省
農業集落排水事業 (五町田・谷所)	計画人口 4,400人 管路延長 39,150m 処理施設 一 式	嬉野市 (塩田町)	嬉野市	H18 ~ H24	農林水産省
農業集落排水事業 (須古)	計画人口 1,650人 管路延長 21,247m 処理施設 一 式	白石町	白石町	H19 ~ H24	農林水産省

事業名	整備人口 (指定地域内)	実施市町村	所管官庁
(特定地域生活排水処理事業) 浄化槽市町村整備推進事業	17,433人(H15~H31)	神崎市(千代田町、脊振村)、武雄市(武雄市、北方町)、江北町(2市、1町)	環境省
	8,687人(H22~H31)	佐賀市(佐賀市、大和町、富士町、諸富町、三瀬村、川副町、東与賀町、久保田町)	
	535人(H25~H27)	小城市	
	84人(H27)	嬉野市	
(合併処理浄化槽設置整備事業) 浄化槽設置整備事業	64,617人(H14~H31)	佐賀市(佐賀市、大和町、富士町、諸富町、三瀬村、川副町、東与賀町、久保田町)、鳥栖市、多久市、武雄市(武雄市、北方町)、鹿島市、小城市、嬉野市(嬉野市、塩田町)、神崎市(神崎町、千代田町、脊振村)、吉野ヶ里町(三田川町、東脊振村)、基山町、みやき町、上峰町、大町町、江北町、白石町、太良町(8市8町)	環境省
県合計	91,356人		

(2) 海域の環境の保全及び改善に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間(予定)	所管省庁
海洋環境整備事業	調査観測兼清掃船による浮遊ゴミ回収及び環境調査(事業対象海域3,728km ²)	有明海・八代海海域	国土交通省	H14 ~	国土交通省
海岸漂着物等地域対策推進事業	海岸漂着物、漂流ゴミ、海底ゴミの回収・処理	有明海	県、市町	H27 ~	環境省

(3) 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業

① 河川の整備に関する事業

事業名	事業概要等	事業実施箇所	事業主体	事業期間(予定)	所管省庁
河川改修事業 (国管理河川)	河川の自然浄化機能の維持・保全を図るため、多自然川づくり等の考え方に基づき河川整備を実施。	筑後川等	国土交通省		国土交通省
河川改修事業 (県管理河川)	河川の自然浄化機能の維持・保全を図るため、多自然川づくり等の考え方に基づき河川整備を実施。	佐賀江川等	佐賀県		国土交通省

② 海岸の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間(予定)	所管省庁
海岸保全施設整備事業 (南川副地区)	堤防工 3,532m 樋門工 1箇所 内堤工 2,422m 消波工 2,284m	佐賀市(川副町)	佐賀県	S45 ~	農林水産省
海岸保全施設整備事業 (西川副地区)	堤防工 2,952m 樋門工 1箇所 内堤工 2,952m 消波工 1,486m	佐賀市(川副町)	佐賀県	S46 ~	農林水産省
海岸保全施設整備事業 (東与賀地区)	堤防工 1,760m 樋門工 1箇所 内堤工 1,739m 消波工 783m	佐賀市(東与賀町)	佐賀県	S46 ~	農林水産省
海岸保全施設整備事業 (浜地区)	堤防工 2,815m 樋門工 1箇所 消波工 1,167m	鹿島市	佐賀県	S47 ~	農林水産省
海岸保全施設整備事業 (久保田地区)	堤防工 4,762m 樋門工 1箇所 内堤工 3,754m 消波工 1,680m	佐賀市(久保田町)	佐賀県	S47 ~	農林水産省
海岸保全施設整備事業 (大詫間地区)	堤防工 2,387m 樋門工 1箇所 内堤工 2,387m 消波工 2,387m	佐賀市(川副町)	佐賀県	S48 ~	農林水産省
海岸保全施設整備事業 (七浦地区)	堤防工 2,979m 樋門工 1箇所 消波工 1,697m	鹿島市	佐賀県	S50 ~	農林水産省
海岸保全施設整備事業 (国造地区)	堤防工 3,434m 樋門工 1箇所 内堤工 3,432m 消波工 3,414m	佐賀市(川副町)	佐賀県	S56 ~	農林水産省
海岸保全施設整備事業 (廻里江地区)	堤防工 2,487m 樋門工 1箇所	白石町	佐賀県	S59 ~	農林水産省
海岸保全施設整備事業 (福富地区)	堤体工 7,494m 内堤工 7,419m	白石町	農林水産省	H18 ~	農林水産省
海岸保全施設整備事業 (伊福海岸)	護岸嵩上げ 540m 消波工 540m	太良町	佐賀県	H21 ~	国土交通省
海岸保全施設整備事業 (飯田海岸)	護岸嵩上げ 353m 消波工 353m	鹿島市	佐賀県	H26 ~	国土交通省

③ 港湾の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間(予定)	所管省庁
港湾整備事業 (実施設計調査)	浚渫土の有効活用による海域環境改善に関する干潟造成(現地実験)	太良町(大浦港)	国土交通省	H17 ~ H20	国土交通省
港湾整備事業 (諸富港)	しゅんせつ土砂の有効利用による底質改善	佐賀市(諸富町)	佐賀県	H9 ~	
港湾整備事業 (住ノ江港)	しゅんせつ土砂の有効利用による底質改善	白石町・小城市	佐賀県	H9 ~	
港湾総合改良費統合事業(大浦港)	しゅんせつ土砂の有効利用による底質改善	太良町	佐賀県	H16 ~ H21	国土交通省

④ 漁港の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施 箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
広域漁港整備事業 (戸ヶ里漁港)	防波堤 140m 泊地浚渫 62,700m ² 物揚場 760m 棧橋 1	佐賀市(川副町)	佐賀市	H14 ~ H21	水産庁
広域漁港整備事業 (道越漁港)	防波堤 280m 物揚場 180m	太良町	太良町	H14 ~ H22	水産庁
地域漁港整備事業 (広江漁港)	泊地浚渫 27,000m ² 航路浚渫 111,000m ² 物揚場 3基 道路 350m	佐賀市(川副町・東与賀町)	佐賀市	H14 ~ H17	水産庁
特定漁港整備事業 (新有明漁港)	防波堤 430m×2 物揚場 460m 物揚場 45m×2 道路 2,942m他	白石町	白石町	H14 ~ H26	水産庁
漁港機能高度化事業 (寺井津漁港)	用地 7,758m ² 道路 L=215m	佐賀市(諸富町)	佐賀市	H14 ~ H15	水産庁
漁港機能高度化事業 (福所江漁港)	物揚場 50m 道路 L=250m	久保田町	佐賀県	H13 ~ H17	水産庁
漁港機能高度化事業 (福所江漁港)	用地 7,950m ²	小城市(芦刈町)	佐賀県	H25 ~ H27	水産庁
漁港機能高度化事業 (住ノ江漁港)	物揚場 120m 道路 L=27m	白石町	白石町	H13 ~ H17	水産庁
漁港漁村活性化 (千歳漁港)	泊地浚渫 7,200m ³	神埼市(千代田町)	神埼市	H15 ~ H15	水産庁
漁港漁村活性化 (戸ヶ里漁港)	泊地浚渫 39,000m ³ 航路浚渫 10,000m ³	佐賀市(川副町)	佐賀市	H13 ~ H15	水産庁
漁港漁村活性化 (戸ヶ里漁港)	泊地浚渫 29,000m ³ 航路浚渫 18,866m ³	佐賀市(川副町)	佐賀市	H19 ~ H19	水産庁
漁港漁村活性化 (戸ヶ里漁港)	泊地浚渫 11,800m ³	佐賀市(川副町)	佐賀市	H21 ~ H21	水産庁
漁港漁村活性化 (広江漁港)	泊地浚渫 52,700m ³	佐賀市(川副町)	佐賀市	H15 ~ H16	水産庁
漁港漁村活性化 (寺井津漁港)	泊地浚渫 15,000m ³	佐賀市(諸富町)	佐賀市	H16 ~ H18	水産庁
漁港漁村活性化 (寺井津漁港)	泊地浚渫 15,000m ³	佐賀市(諸富町)	佐賀市	H23 ~ H23	水産庁
漁港漁村活性化 (広江漁港)	航路浚渫 50,000m ²	佐賀市(諸富町)	佐賀市	H24 ~ H24	水産庁
漁港漁村活性化 (戸ヶ里漁港)	泊地浚渫 32,800m ²	佐賀市(川副町)	佐賀市	H24 ~ H24	水産庁
漁港漁村活性化 (佐嘉漁港)	泊地浚渫 V=44,000m ³	佐賀市(嘉瀬町・西与賀町)	佐賀市	H26 ~ H26	水産庁
漁港漁村活性化 (広江漁港)	泊地浚渫 V=31,000m ³	佐賀市(川副町)	佐賀市	H26 ~ H26	水産庁
漁港漁村活性化 (戸ヶ里漁港)	泊地浚渫 V=24,000m ³	佐賀市(川副町)	佐賀市	H26 ~ H26	水産庁
漁港漁村活性化 (福所江漁港)	物揚場幅 L=90m	佐賀市(久保田町)	佐賀県	H27 ~ H28	水産庁
漁港施設ストックマネジメント事業 (戸ヶ里漁港)	漁港機能保全計画策定 1式	佐賀市(川副町)	佐賀市	H24 ~ H24	水産庁
漁港施設ストックマネジメント事業 (鹿島等沿岸地区4漁港)	漁港機能保全計画策定 1式	鹿島市	鹿島市	H24 ~ H27	水産庁
漁港施設ストックマネジメント事業 (佐賀市本土地区4漁港)	漁港機能保全計画策定 1式	佐賀市	佐賀市	H27 ~ H27	水産庁
漁港施設ストックマネジメント事業 (福所江漁港)	漁港機能保全計画策定 1式	佐賀市(久保田町)・小城市(芦刈町)	佐賀県	H27 ~ H27	水産庁
漁港小規模事業 (寺井津漁港)	浮泥掘削 A=2,800m ² V=2,450m ³	佐賀市(諸富町)	佐賀市	H15 ~ H15	県単補助
漁港小規模事業 (戸ヶ里漁港)	物揚場補修、係船環 他	佐賀市(川副町)	佐賀市	H15 ~ H15	県単補助
漁港小規模事業 (広江漁港)	泊地浚渫 V=4,700m ³	佐賀市(川副町・東与賀町)	佐賀市	H18 ~ H19	県単補助
漁港小規模事業 (戸ヶ里漁港)	泊地浚渫 V=7,500m ³ 物揚場補修 他	佐賀市(川副町)	佐賀市	H18 ~ H18	県単補助
漁港小規模事業 (佐嘉漁港)	泊地浚渫 V=4,500m ³	佐賀市	佐賀市	H19 ~ H19	県単補助
漁港小規模事業 (福所江漁港)	泊地浚渫 V=1,600m ³ ・防舷材設置40力所	小城市(芦刈町)	佐賀県	H19 ~ H20	県単

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間(予定)	所管省庁
漁港小規模事業 (福所江漁港)	航路標識、ゲート補修等	佐賀市(久保田町)	佐賀県	H25 ~ H25	県単
漁港小規模事業 (福所江漁港)	取付道路補修設計 一式、仮橋保守点検一式	小城市(芦刈町)	佐賀県	H25 ~ H25	県単
漁港小規模事業 (福所江漁港)	仮橋撤去 N=1 橋、散水装置設置 N=2基	佐賀市(久保田町)・小城市(芦刈町)	佐賀県	H26 ~ H26	県単
漁港小規模事業 (福所江漁港)	取付道路補修 一式、砂利舗装 一式	佐賀市(久保田町)・小城市(芦刈町)	佐賀県	H27 ~ H27	県単
漁港小規模事業 (寺井津漁港)	泊地浚渫 V=2,500m ³	佐賀市(諸富町)	佐賀市	H20 ~ H20	県単補助
漁港小規模事業 (広江漁港)	泊地浚渫 V=5,700m ³	佐賀市(川副町・東与賀町)	佐賀市	H20 ~ H20	県単補助
漁港小規模事業 (戸ヶ里漁港)	泊地浚渫 V=7,500m ³	佐賀市(川副町)	佐賀市	H20 ~ H20	県単補助
漁港小規模事業 (寺井津漁港)	泊地浚渫 V=4,000m ³	佐賀市(諸富町)	佐賀市	H21 ~ H21	県単補助
漁港小規模事業 (広江漁港)	泊地浚渫 V=4,000m ³	佐賀市(川副町・東与賀町)	佐賀市	H22 ~ H22	県単補助
漁港小規模事業 (戸ヶ里漁港)	泊地浚渫 V=0,200m ³ (戸ヶ里地区 4,100m ² 三軒屋地区 2,100m ²)	佐賀市(川副町)	佐賀市	H22 ~ H22	県単補助
漁港小規模事業 (新有明漁港)	係船杭 30力所	白石町	白石町	H22 ~ H22	県単補助
漁港小規模事業 (寺井津漁港)	泊地浚渫 V=4,000m ³	佐賀市(諸富町)	佐賀市	H22 ~ H22	県単補助
漁港小規模事業 (寺井津漁港)	泊地浚渫 V=4,000m ³	佐賀市(諸富町)	佐賀市	H23 ~ H23	県単補助
漁港小規模事業 (広江漁港)	泊地浚渫 V=4,500m ³	佐賀市(川副町・東与賀町)	佐賀市	H23 ~ H23	県単補助
漁港小規模事業 (戸ヶ里漁港)	泊地浚渫 V=7,000m ³ (戸ヶ里地区 4,500m ² 三軒屋地区 2,500m ²)	佐賀市(川副町)	佐賀市	H23 ~ H23	県単補助
漁港小規模事業 (広江漁港)	泊地浚渫 V=4,500m ³	佐賀市(川副町・東与賀町)	佐賀市	H24 ~ H24	県単補助
漁港小規模事業 (戸ヶ里漁港)	泊地浚渫 V=7,000m ³ (戸ヶ里地区 4,500m ² 三軒屋地区 2,500m ²)	佐賀市(川副町)	佐賀市	H24 ~ H24	県単補助
漁港小規模事業 (広江漁港)	泊地浚渫 V=4,100m ³	佐賀市(川副町・東与賀町)	佐賀市	H25 ~ H25	県単補助
漁港小規模事業 (寺井津漁港)	既設栈橋撤去	佐賀市(諸富町)	佐賀市	H25 ~ H25	県単補助
漁港小規模事業 (寺井津漁港)	泊地浚渫 V=3,970m ³	佐賀市(諸富町)	佐賀市	H26 ~ H26	県単補助
漁港小規模事業 (戸ヶ里漁港)	泊地浚渫 V=6,500m ³	佐賀市(川副町)	佐賀市	H26 ~ H26	県単補助
漁港小規模事業 (飯田漁港)	物揚場拡幅実施設計 1式	鹿島市	鹿島市	H26 ~ H26	県単補助
漁港小規模事業 (寺井津漁港)	泊地浚渫 V=4,000m ³	佐賀市(諸富町)	佐賀市	H27 ~ H27	県単補助
漁港小規模事業 (広江漁港)	泊地浚渫 V=4,200m ³	佐賀市(川副町・東与賀町)	佐賀市	H27 ~ H27	県単補助
漁港小規模事業 (戸ヶ里漁港)	泊地浚渫 V=7,000m ³ 付属物設置 一式	佐賀市(川副町)	佐賀市	H27 ~ H27	県単補助
漁港小規模事業 (飯田漁港)	物揚場拡幅 L=31m	鹿島市	鹿島市	H27 ~ H27	県単補助
港整備交付金 (広江漁港)	泊地浚渫 31,000m ³ 航路浚渫 62,000m ³	佐賀市(川副町・東与賀町)	佐賀市	H20 ~ H21	内閣府
漁村再生交付金 (百貫漁港)	物揚栈橋用地造成 2基 泊地浚渫 V=800m ³ A=6,700m ²	鹿島市	鹿島市	H21 ~ H25	水産庁

⑤ 森林整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間(予定)	所管省庁
森林基盤整備交付金事業 (道整備交付金)	森林基幹道開設 3路線 (14.4km)	鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町(東脊振村)、神埼市(脊振村)、嬉野市(塩田町)	佐賀県	H14 ~	林野庁
森林基盤整備交付金事業	フォレストコミュニティ総合整備 2地区 (8.2km)	佐賀市(三瀬村) 神埼市(脊振村)	市町	H14 ~ H17	林野庁
森林基盤整備交付金事業 (農山漁村地域整備交付金)	森林管理道改築 1路線(2.0km) 森林施業道開設 5路線 (6.8km)	佐賀市、武雄市、太良町 他	佐賀県	H18 ~	林野庁
森林基盤整備交付金事業	森林管理道開設 10路線 (9.9km)	佐賀市(大和町、富士町)、 多久市、小城市、嬉野市、 神埼市(脊振町)等	市町	H14 ~	林野庁
ふるさと林道緊急整備事業	森林基幹道開設 1路線 (0.2km) 森林管理道開設 1路線 (0.2km)	佐賀市(富士町)、吉野ヶ里町(東脊振村)	佐賀県	H14 ~ H14	
森林環境保全整備事業	林業専用道開設 2路線 (6.6km)	小城市 武雄市	佐賀県	H24 ~	林野庁
森林環境保全整備事業	林業専用道開設 1路線 (0.7km)	神埼市	市町	H26 ~	林野庁
県営林林道整備事業	改良、舗装(4地区)	みやき町 他	佐賀県	H12 ~ H19	
県営林林道管理事業	林道沿線草刈り 20路線 (17.1km)	嬉野市(嬉野町)、太良町、佐賀市、みやき町	佐賀県	H14 ~	
県営林作業道開設事業	開設 1路線 (1.1km)	鹿島市	佐賀県	H16 ~ H19	林野庁
県営林整備事業 【組替統合(H20~)】	森林整備 (利用間伐208ha他)	鳥栖市ほか	佐賀県	H20 ~ H27	林野庁
森林環境保全整備事業	森林整備(人工造林、除間伐等) (森林整備 10,454ha) (作業路 63,766m)	鳥栖市他 16市町	県、市町、森林組合等	H14 ~ H22	林野庁
森林環境保全直接支援事業	森林整備(人工造林、除間伐等) (森林整備 4,000ha) (作業路 171,000m)	鳥栖市他 16市町	県、市町、森林組合等	H23 ~ H27	林野庁
漁場保全関連特定森林整備事業	森林整備(人工造林、除間伐等) (森林整備153ha) (作業路 2,020m)	太良町	市町、森林組合等	H19 ~ H20	水産庁
復旧治山事業	谷止工、床固工、流路工、山腹工等 (90箇所)	鳥栖市 他	佐賀県	H14 ~	林野庁
予防治山事業 (森林保全整備交付金事業)	谷止工、流路工、山腹工等 (52箇所)	武雄市(北方町) 他	佐賀県	H14 ~	林野庁
地域防災対策総合治山事業 (森林保全整備交付金事業)	流路工、管理車道、森林整備等 (13箇所)	多久市 他	佐賀県	H14 ~	林野庁
山地災害総合減災対策治山事業 (森林保全整備交付金事業)	谷止工、流路工、山腹工等 (5箇所)	鳥栖市 他	佐賀県	H21 ~	林野庁
水源流域広域保全事業	谷止工、本数調整伐、枝落し (2箇所)	佐賀市(富士町)	佐賀県	H17 ~ H19	林野庁
水源流域地域保全事業	谷止工、森林整備等 (3箇所)	太良町	佐賀県	H18 ~ H20	林野庁
奥地保安林保全緊急対策事業	谷止工、本数調整伐 (6箇所)	小城市 他	佐賀県	H19 ~	林野庁
保安林改良事業	本数調整伐、風倒木整理等 (86箇所)	佐賀市(富士町) 他	佐賀県	H13 ~	林野庁
漁場保全関連特定森林整備事業 (森林保全整備交付金事業)	谷止工、森林整備、山腹工等 (12箇所)	鹿島市 他	佐賀県	H19 ~	水産庁
保育事業	下刈、本数調整伐、枝落し (72箇所)	佐賀市(三瀬村) 他	佐賀県	H14 ~	林野庁
保安林管理道整備事業	開設、舗装 (4箇所 1.2km)	鹿島市	佐賀県	H14 ~ H17	林野庁

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間(予定)	所管省庁
自然環境保全治山事業	谷止工、本数調整伐(2箇所)	太良町	佐賀県	H14 ~ H15	林野庁
環境防災林整備事業	作業歩道、植栽(1箇所)	神崎市(神崎町)	佐賀県	H14	林野庁
生活環境保全林整備事業	森林造成、歩道整備、簡易作業施設等(10箇所)	嬉野市(嬉野町) 他	佐賀県	H14 ~	林野庁
溪流等県土保全緊急対策事業	谷止工、流路工、山腹工(18箇所)	佐賀市(富士町) 他	佐賀県	H14 ~	
地すべり防止事業	集水ボーリング工、杭打工、調査測量設計(1箇所)	多久市	佐賀県	H20 ~	林野庁
こだまの森林づくり整備事業	環境林整備	佐賀市他	佐賀県	H16 ~ H33	
森林と緑の再生プロジェクト事業 (森林と緑の再生プロジェクト推進事業)	下刈り、枝打ち、植樹等	嬉野市(嬉野町) 他	(佐賀県) 県、市町	(H11) ~ (H14) H15 ~ H26	
森林環境整備緊急対策事業	高齢林の間伐(1,185ha)	神崎市(脊振村) 他	佐賀県	H15 ~ H19	林野庁
こだまの森林づくり整備事業 (環境林かたらんかいの開催)	環境林整備計画の実現状況、問題点の把握や課題の解決	みやき町、武雄市(武雄市・山内町)、太良町	佐賀県	H16 ~ H23	
竹炭活用型有明海再生技術開発事業	栄養塩添加技術開発(技術開発調査:1式) 貝類再生技術開発(技術開発調査:1式)	小城市他	佐賀県	H15 ~ H16	
間伐等森林整備促進対策事業 【組替統合(H20)】	高齢林等の間伐(133ha)	佐賀市(富士町) 他	佐賀県	H20 - H21	林野庁
さかの森林再生事業 (荒廃森林再生事業)	間伐 14箇所(約2,600ha)	佐賀市他	佐賀県	H20 ~ H29	
侵入竹林等緊急整備事業費	人工林に侵入した竹の伐採・整理(161ha)	佐賀市(富士町) 他	森林組合	H21 ~ H22	
森林整備加速化・林業再生事業 (間伐実施加速化事業)	間伐(2,110ha) 作業路(77,100m)	佐賀市(富士町) 他	森林組合等	H21 ~ H25	林野庁
県営林管理事業	作業道開設(1,300m) 林道等改良(20箇所) 作業道舗装(4,400m)	鳥栖市 他	佐賀県	H22	内閣府

(4) 漁場の保全及び整備に関する事業

事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施 箇所	事業主体	事業期間 (予定)	所管省庁
地域水産物供給基盤整備 〔広江地区〕	アサリ等増殖場の造成 16ha	○	干潟域	佐賀県	H14 ~ H15	水産庁
漁場環境保全創造事業 〔有明海中部地区〕	海底耕耘 12km ²	○	有共1号	佐賀県	H14 ~ H14	水産庁
漁場環境保全創造事業 〔有明海中北部地区〕	海底耕耘 47km ²	○	有共1号	佐賀県	H15 ~ H17	水産庁
漁場環境保全創造事業 〔諸富・川副地区〕	①海底耕耘 56ha ②海底耕うん清掃 616ha		貝類漁場	①佐賀市(諸富町) ②川副町	①H14 ~ H14 ②H14 ~ H14	水産庁
漁場環境保全創造事業 〔早津江地区〕	①海底耕耘 56ha ②海底耕うん清掃 662ha ③海底耕耘 137ha		貝類漁場	①佐賀市(諸富町) ②川副町 ③袖埴市(千代)	①H15 ~ H15 ②H15 ~ H15 ③H15 ~ H15	水産庁
漁場環境保全創造事業 〔北西有明海地区〕	①海底耕耘 47km ² ②海底耕耘 20km ² ③餌料培養礁設置 96基	②○ ③○	①貝類漁場 ②沖合漁場 ③太良沖	①3市5町 ②佐賀県 ③佐賀県	①H16 ~ H18 ②H18 ~ H20 ③H18 ~ H21	水産庁
水産環境整備事業 〔南有明地区〕	海底耕耘 33km ²	○	有共1号	佐賀県	H21 ~ H26	水産庁
	①中部工区 作滞 1,300m ②西部工区 作滞 3,850m		ノリ養殖漁場			
水産基盤整備調査費補助事業 〔白石地区〕	海域環境基礎調査		ノリ養殖漁場	佐賀県	H18 ~ H18	水産庁
漁場環境保全創造事業 〔白石地区〕	作滞 2,000m	○	ノリ養殖漁場	佐賀県	H19 ~ H20	水産庁
水産基盤整備調査費補助事業 〔第2有明海地区〕	資源回復対策基礎調査		沖合漁場	佐賀県	H19 ~ H19	水産庁
漁港漁場機能高度化事業 〔大浦地区〕	魚礁(改良) 225ha		太良沖	佐賀県	H15 ~ H15	水産庁
沿岸漁業振興特別対策事業	区画標識引抜(87本)		ノリ区画漁場	有明海漁連	H14 ~ H16	
強い水産業づくり交付金のうち経営構造改善 目標	区画標識整備(139本)		ノリ区画漁場	有明海漁連	H17 ~ H17	水産庁
有明海漁業振興技術開発事業	クルマエビ、ガザミの放流技術 開発、アゲマキ、タイラギ増養 殖技術開発		干潟・沖合漁場	佐賀県	H21 ~ H29	水産庁
有明海特産魚類生息環境調査	タイラギ、サルボウの生息環境 調査		沖合漁場	佐賀県	H21 ~ H29	農政局
農山漁村地域整備交付金 〔中・西部有明地区〕	海域環境基礎調査		ノリ養殖漁場	佐賀県	H23 ~ H23	水産庁
水産環境整備事業 〔有明海地区〕	海底耕耘 67km ²	○	有共1号、農共1 号	佐賀県	H25 ~ H29	水産庁
水産環境整備事業 〔有明海地区〕	海底耕耘 47km ²		ノリ区画漁場	佐賀市	H26 ~ H29	水産庁
水産環境整備事業 〔有明海地区〕	海底耕耘 13km ²		ノリ区画漁場	鹿島市	H27 ~ H29	水産庁
水産環境整備事業 〔有明海地区〕	海底耕耘 1.28km ²		ノリ区画漁場	小城市	H27	水産庁
水産環境整備事業 〔有明海地区〕	モガイ殻等散布海底耕耘 0.285km ²	○	沖合漁場	佐賀県	H26 ~ H29	水産庁

「特例措置の適用」欄の※印の事業については、国が事業採択時に最終的に判断する。

(5) 漁業関連施設の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業実施箇所	事業主体	事業期間(予定)	所管省庁
漁業経営構造改善事業	ノリ共同加工場2棟 機械4式	佐賀市 (諸富町)	諸富町漁協	H15 ~ H15	水産庁
ノリ養殖協業化促進事業 〔海面養殖業高度化推進対策事業〕	ノリ共同加工場1棟 〔機械1式〕	小城市	協業体	H14 ~ H14	水産庁
ノリ養殖協業化促進事業 〔海面養殖業高度化推進対策事業〕	ノリ共同加工場1棟 〔機械1式〕	白石町	協業体	H14 ~ H14	水産庁
ノリ養殖協業化促進事業 〔養殖ブランド化推進・強化事業〕	ノリ共同加工場1棟 〔機械1式〕	鹿島市	協業体	H15 ~ H15	水産庁
高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業	ノリ共同加工場2棟 機械2式	川副町	南川副漁協	H15 ~ H15	水産庁
高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業	ノリ共同加工場2棟 機械2式	川副町	広江漁協	H16 ~ H16	水産庁
高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業	ノリ共同加工場1棟 機械2式	東与賀町	東与賀町漁協	H16 ~ H16	水産庁
漁業経営構造改善事業	ノリ共同加工場3棟 機械3式	小城市	芦刈漁協	H16 ~ H16	水産庁
漁業経営構造改善事業	ノリ共同加工場2棟 機械3式	太良町	たら漁協	H16 ~ H16	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	ノリ共同加工場1棟 機械2式	白石町	福富町漁協	H17 ~ H17	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	ノリ共同加工場1棟 機械2式	鹿島市	鹿島市漁協	H17 ~ H17	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	ノリ共同加工場2棟 機械2式	川副町	広江漁協	H17 ~ H17	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	ノリ共同加工場1棟 機械2式	東与賀町	東与賀町漁協	H17 ~ H17	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	ノリ共同加工場1棟 機械2式	佐賀市	諸富町漁協	H18 ~ H18	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	ノリ共同加工場2棟 機械2式	小城市	芦刈漁協	H18 ~ H18	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	ノリ網冷凍庫	久保田町 小城市 白石町	久保田町漁協 芦刈漁協 福富町漁協	H18 ~ H18	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	ノリ共同加工場1棟 機械2式	川副町	有明海漁協	H19 ~ H19	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	ノリ共同加工場1棟 機械2式	東与賀町	有明海漁協	H19 ~ H19	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	ノリ網冷凍機 3基(改築)	佐賀市	有明海漁協	H19 ~ H19	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	タンクローリー 7台	佐賀市	有明海漁協	H19 ~ H19	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	ノリ共同加工場7棟 機械7式	佐賀市	有明海漁協	H20 ~ H20	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	ノリ共同加工場2棟 機械2式	小城市	有明海漁協	H20 ~ H20	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	ノリ集荷場	白石町	有明海漁協	H20 ~ H20	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	ノリ共同加工場8棟 機械8式	佐賀市	有明海漁協	H21 ~ H21	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	ノリ入札システム1式	佐賀市	有明海漁協	H21 ~ H21	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	ノリ共同加工場4棟 機械4式	佐賀市	有明海漁協	H22 ~ H22	水産庁
赤潮・磯焼け緊急対策のうち 赤潮対策等施設整備事業	ノリ糸状体培養施設 1棟	白石町	有明海漁協	H23 ~ H23	水産庁
赤潮・磯焼け緊急対策のうち 赤潮対策等施設整備事業	ノリ共同加工場2棟 機械2式	鹿島市	有明海漁協	H23 ~ H24	水産庁
赤潮・磯焼け緊急対策のうち 赤潮対策等施設整備事業	ノリ共同加工場3棟 機械3式	佐賀市	有明海漁協	H23 ~ H24	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち 産地水産業強化支援事業	ノリ集荷場3棟 機械3式	佐賀市	有明海漁協	H24 ~ H26	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち 産地水産業強化支援事業	ノリ網冷凍庫	白石町	有明海漁協	H26 ~ H28	水産庁
強い水産業づくり交付金のうち 産地水産業強化支援事業	燃油補給施設改修	小城市	有明海漁協	H26 ~ H28	水産庁